

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

官民役割分担の再構築

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	「公の施設」の管理 (総務省)	a 地方自治法(昭和22年法律第67号)では、地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(公の施設)を設けるものとし、その管理を地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定して委託することができる旨規定している。この規定の趣旨は、施設の利用料金の決定と収受は民間に委託することができないというにすぎず、それ以外の管理行為については広く民間へ委託することが可能であることを直ちに地方公共団体に周知徹底する。		措置済		(総務省) 平成15年1月21日に開催した全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において周知した。	住宅 ウ a
		b 一定の条件の下での利用料金の決定等を含めた管理委託を、地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことができるように現行制度を改正する。 (第156回国会に関連法案提出)		法案提出	措置(法案成立後公布、公布後3ヶ月以内に施行予定)	(総務省) 「地方自治法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出した(同法案は公布後3ヶ月以内に施行予定。)	住宅 ウ b
(1)	水道事業における民間参入の推進 (厚生労働省、総務省)	a 地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図る。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法(昭和32年法律第177号)上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、直ちに周知徹底する。		措置済		(厚生労働省) 平成14年7月26日、平成15年1月8日及び平成15年3月11日付け厚生労働大臣認可水道事業者・用水供給事業者、及び都道府県水道行政担当部局宛て事務連絡により周知徹底を図ったところ。	住宅 ウ a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		b 平成13年の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務を民間委託することができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する。		措置済		<p>(厚生労働省) 平成15年3月11日付け厚生労働大臣認可水道事業者・用水供給事業者、及び都道府県水道行政担当部局宛て事務連絡により本措置内容の主旨について周知徹底を図ったところ。</p> <p>(総務省) 昨年7月に総合規制改革会議の中間とりまとめが公表されたこと等を踏まえて、昨年9月17日に公営企業管理者特別会議を開催し、民間的経営手法の導入等について周知した。</p> <p>昨年12月にとりまとめた「平成13年度地方公営企業決算の概況」において、政府内における、業務委託等の民間的経営手法の導入についての議論についても掲載し、周知した。同概要は、地方自治体に配布するとともに、総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/)でも公表した。</p> <p>本年1月22日に開催した公営企業管理者会議で、公営企業(水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業、下水道事業)における民間委託の状況について情報提供をし、さらなる民間委託の推進を要請した。</p> <p>14年度においては、研究会を開催し、業務委託をはじめとする民間的経営手法の導入方策等について調査研究を行い、報告書を取りまとめた。</p>	住宅 ウ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	下水道事業における民間参入の推進 (国土交通省、総務省)	民間事業者の創意工夫をいかし事業の効率化を進めるため、設備の維持修繕、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する。		措置済		<p>(国土交通省) 平成13年4月に、下水道の維持管理に係る「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」を公表したところであるが、その後、(社)日本下水道協会に設置された維持管理業務委託等調査専門委員会において、ガイドラインで提案した発注方式の普及促進に必要な条件整備について調査・検討を進め、平成15年3月に調査・検討結果をとりまとめた。</p> <p>これを踏まえ、国土交通省から各都道府県及び政令指定都市あて通知し、維持管理業務の一層の効率化に資するよう周知徹底を図った。(平成15年3月27日付け事務連絡)</p> <p>(総務省) 昨年7月に総合規制改革会議の中間とりまとめが公表されたこと等を踏まえて、昨年9月17日に公営企業管理者特別会議を開催し、民間的経営手法の導入等について周知した。</p> <p>昨年12月にとりまとめた「平成13年度地方公営企業決算の概況」において、下水道事業における経営効率化のための課題として、積極的な民間委託の推進を提起した。同概況は、地方自治体に配布するとともに、総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/)においても公表した。</p> <p>本年1月22日に開催した公営企業管理者会議において、公営企業(水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業、下水道事業)における民間委託の状況について情報提供をし、さらなる民間委託の推進を要請した。</p>	住宅 ウ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)	a 一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。		逐次実施		(環境省) 平成14年度においては、PFI方式による一般廃棄物処理施設整備に対し、廃棄物処理施設整備費補助により1件の国庫補助を行っているところ。 また、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図る施策として、平成15年度よりPFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に対する税制優遇措置を講ずることとした。	環境 イ a
		b 一般廃棄物処理業者の許可要件については、「当該市町村による廃棄物の処理が困難であること」という条項の運用の在り方を明確に示す。		措置済 (3月通知)		(環境省) 一般廃棄物処理業者の許可要件に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第3項第1号及び同条第6項第1号の「当該市町村による廃棄物の処理が困難であること」について、平成15年3月17日に、各都道府県一般廃棄物主管部局宛てに、運用の在り方を明確に示す通知を発出した。	環境 イ b
(1)	病院における民間参入の推進 (厚生労働省)	b 社会保険病院、厚生年金病院については、現在、国が施設を設置し、経営は公益法人等に委託して行っている。国自らが施設を設置する必要性は薄れていると考えられる病院については、現状を精査し、私立医療法人への移譲を含む整理合理化等所要の措置を講ずる。		逐次実施		(厚生労働省) 平成14年12月25日、厚生労働省医療制度改革推進本部において社会保険病院の在り方の見直しについて厚生労働省方針を公表し、その中で、各病院に平成15年度を初年度とする3か年の経営改善計画を策定させ、その実施状況により当該期間における経営実績を評価した上で、自立した経営を行うことが困難であると認められる病院や地域医療における重要性が薄れていると判断される病院などについては、統合や移譲等を検討し、平成18年度において、社会保険病院の整理合理化計画として取りまとめることとした。	医療 ウ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	職業紹介・職業訓練における民間参入の推進 (厚生労働省)	a 無料職業紹介について、求職者、求人企業双方にとって質の高いサービスが提供できるよう、公共職業安定所の保有する求人情報等の民間への公開や、管理職・専門職等の紹介に関する民間への業務委託等を進め、民間のノウハウを一層いかしつつ職業紹介ができるようにする。		逐次実施		<p>(厚生労働省)</p> <p>平成15年1月14日より、インターネットにおいて求人企業名等を提供し、公共職業安定所の保有する求人情報について、広く公開することにより、民間事業者も公開求人を活用できるようにした。</p> <p>また、「キャリア交流プラザ事業」において、中高年ホワイトカラー離職者が、相互に就職活動の情報交換を行ったり、官民双方のカウンセリング等を利用できる機会を提供したり、公共職業安定所において、特に早期就職の緊要度が高い求職者に対し、担当制により個々のニーズに応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を民間の人事・労務関係業務経験者や産業カウンセラー等に委嘱するなど、民間のノウハウ・人材を積極的に活用している。</p> <p>また、平成15年2月10日より、不良債権処理に伴い離職を余儀なくされた中小企業の労働者のうち管理職や技術職への再就職を希望する者などを対象に民間職業紹介事業者に委託して再就職支援サービスを提供しているところである。</p>	雇用 ア a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度			平成15年度
(1)	公営ガス事業等の地方公営事業における民間参入の推進 (総務省)	a 公営ガス事業については、行財政改革の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。		逐次実施	<p>(総務省)</p> <p>昨年7月に総合規制改革会議の中間とりまとめが公表されたこと等を踏まえて、昨年9月17日に公営企業管理者特別会議を開催し、民間的経営手法の導入等について周知した。</p> <p>昨年12月にとりまとめた「平成13年度地方公営企業決算の概況」において、政府内における公営ガス等の民営化に関する議論の状況、公営ガス事業の民営化の状況等について情報提供した。同概況は、地方自治体に配布するとともに、総務省のホームページでも公表した(http://www.soumu.go.jp/)。</p> <p>本年1月22日に開催した公営企業管理者会議で、公営企業(水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業、下水道事業)における民間委託の状況について情報提供をするとともに、さらなる民間委託の推進を要請した。</p>	競争 工 a	

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		b 公営バス事業、病院事業等の地方公営事業においても、同様に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。		逐次実施		(総務省) 昨年7月に総合規制改革会議の中間とりまとめが公表されたこと等を踏まえて、昨年9月17日に公営企業管理者特別会議を開催し、民間的経営手法の導入等について周知した。 昨年12月にとりまとめた「平成13年度地方公営企業決算の概況」において、政府内における公営ガス等の民営化に関する議論の状況、公営ガス事業の民営化の状況等について情報提供した。同概況は、地方自治体に配布するとともに、総務省のホームページでも公表した(http://www.soumu.go.jp/) 本年1月22日に開催した公営企業管理者会議で、公営企業(水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業、下水道事業)における民間委託の状況について情報提供をするとともに、さらなる民間委託の推進を要請した。	競争 工 b
(1)	回路配置利用権等の登録事務における民間参入の推進 (経済産業省)	回路配置利用権等の登録については、既に公益法人が指定法人として全面的に事務を行っているところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)にあるように、政府責任を維持した上で、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関」が当該事務を行うこととし、民間の参入の拡大を図る。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後公布、措置(平成16年3月より施行予定)	(経済産業省) 回路配置利用権等の登録事務の見直し措置を含む「公益法人に係る改革を推進する経済産業省関係法律の整備に関する法律案」を第156回国会に提出した(同法案は平成16年3月施行予定)。	基準 1(2)
(1)	公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託を積極的に推進することが重要である。このため、各府省は、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)に基づいて、逐次、所管事務・事業の全般について計画的・積極的に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進し、総務省は、民営化、民間への事業譲渡、民間委託の実施状況を毎年度の「行政改革大綱」の実施状況に関するフォローアップの中で明らかにする。			逐次実施		(総務省) 平成15年3月に、14年度版の「行政改革大綱」の実施状況についてのフォローアップを行い、その結果を政府行政改革推進本部へ報告した。この中において、民間委託等を含めた行政の減量・効率化の実施状況についても明らかにした。	5(3)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業についても、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、「14年度重点計画事項(横断的分野)2(1)～」と同様の趣旨で取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。			逐次実施		(総務省) 「財政課長内かん」による通知や「全国都道府県総務部長会議」、「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」の各会議の場において、「総合規制改革会議の『規制改革の推進に関する第2次答申-経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革-』に関する対処方針について」(平成14年12月17日閣議決定)などを踏まえ、積極的かつ計画的に外部委託に取り組むよう地方公共団体に要請した。 また、地方行革及び行政評価の取組状況について、総務省ホームページにより外部委託を含めて情報提供を実施した。	8
(2)	民間への事業主体変更の円滑化 (財務省及び関係府省)	a 補助金の交付を受けて建設した施設について事業主体の変更(例えば、地方公共団体から民間への変更等)を行う場合であっても、住民に提供されるサービスの実態に変化がなく、補助目的等に照らし適当であるときは、補助金の取扱いを変えないことができる旨を明確にする。		措置済		(財務省) 平成15年3月開催の補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「規制改革の推進に関する第2次答申」の趣旨を踏まえ、適宜、適切に対処されたい旨、各省各庁に対し内容を周知徹底。	競争 工 a
	(総務省)	b 地方債の発行により建設した施設について地方公共団体から民間事業者に対する貸付け等の方法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上償還を要しない旨を地方公共団体に周知する。		措置済		(総務省) 各都道府県等に対し、総合規制改革会議の答申を示し、政府として総合規制改革会議の答申に示された具体的施策を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組みことが決定された旨を通知するとともに、都道府県内の市町村に対しても速やかに周知するよう依頼した。	競争 工 b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度			平成15年度
(2)	PFI事業の推進 (内閣府、総務省、財務省)	PFI手法を有効に活用するためには、民間の創意工夫が最大限発揮できるようにすることが重要である。 このため、(a)入札前に、リスク分担等の契約内容の明確化を図るために、国・地方公共団体と入札参加者が十分に意思疎通を行い、必要があれば、全ての入札参加者に周知した上で契約書案の変更を行うこと、(b)事業内容に応じて、資格審査段階において、まず簡易な事業提案に係る審査を行うことにより、入札前の多段階選抜を行うこと、(c)入札後の契約締結の際に、入札前には確定していないリスク分担等の明確化を図るために契約書案の変更を行うことについて、現行法令上可能である事項を発注者に対して明示する。		措置済		(内閣府、総務省、財務省) 平成15年3月20日開催の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、左記の措置内容に係る事項についての申合せ(「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」)を行った。 また、総務省は、地方公共団体に対しても、当該申合せを平成15年3月31日付け通知(総行行第43号・総行地第44号)により周知した。	住宅 イ